

京都市上下水道局管理規程第11号

京都市上下水道局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成19年12月28日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 誠一郎

京都市上下水道局職員給与規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局職員給与規程の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「8時間」を「7時間45分」に改める。

第5条第7項第1号中「16時間から32時間」を「15時間30分から31時間」に、同項第2号中「40時間」を「38時間45分」に改める。

第27条第3項第2号及び第35条第2項中「8」を「7.75」に改める。

第37条第2項中「受けた」を「受ける」に、「代日休暇半日につき第40条に規定する勤務1時間当たりの給与額に4を乗じて得た額」を「代日休暇の取得日数に相当する給与の額」に改め、同項の次に次の1項を加える。

3 前項の減額に関し必要な事項は、別に定める。

第39条第1項及び第40条中「8」を「7.75」に改める。

第40条の2第2号中「162」を「157」に改める。

第44条中「第6条から第8条まで、第11条」を「第6条、第7条」に改める。

附 則

この規程は、平成20年1月1日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)